

議案第43号

瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年3月4日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市職員の給与に関する条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 災害応急作業等に従事する職員

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瀬戸内市職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第15条 次に掲げる職員には、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 感染症防疫作業に従事する職員</p> <p>(2) 犬猫等の死体処理に従事する職員</p> <p>(3) 行旅死亡人の死体処理に従事する職員</p> <p>(4) 一般廃棄物の処理作業に従事する職員</p> <p>(5) 火葬作業に従事する職員</p> <p>(6) 消防の職にある職員</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第15条 次に掲げる職員には、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 感染症防疫作業に従事する職員</p> <p>(2) 犬猫等の死体処理に従事する職員</p> <p>(3) 行旅死亡人の死体処理に従事する職員</p> <p>(4) 一般廃棄物の処理作業に従事する職員</p> <p>(5) 火葬作業に従事する職員</p> <p>(6) 消防の職にある職員</p> <p><u>(7) 災害応急作業等に従事する職員</u></p>

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

瀬戸内市職員特殊勤務手当支給規則（平成 16 年瀬戸内市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

緊急の防災若しくは復旧又は他の地方公共団体に派遣され被災地支援に従事する職員	災害応急作業等手当	日額 710円
--	-----------	---------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の瀬戸内市職員特殊勤務手当支給規則の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

瀬戸内市職員特殊勤務手当支給規則(平成16年瀬戸内市規則第38号)新旧対照表

現行			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
対象となる職員	種類	支給限度額	対象となる職員	種類	支給限度額
略			略		
休日等における緊急召集に応じ、勤務に従事した消防職員		緊急出勤1回につき300円(当該出勤が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に当たるときは、500円)	休日等における緊急召集に応じ、勤務に従事した消防職員		緊急出勤1回につき300円(当該出勤が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に当たるときは、500円)
			緊急の防災若しくは復旧又は他の地方公共団体に派遣され被災地支援に従事する職員	災害応急作業等手当	日額 710円